

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県宇佐市大字西大堀840番地の1

氏名 共栄九州株式会社

代表取締役 張尾 裕樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和4年6月4日

許可の有効年月日 令和9年6月3日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含む 以下余白

### 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、ガラスくず等（廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（自動車等破碎物、廃プラスチック類（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、鉛さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

### (1) 積替保管場所所在地

大分県宇佐市西大堀840番地の1（工場2）

### (2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない）、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない）、ガラスくず等（自動車等破碎物、廃プラスチック類（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない）

### (3) 積替保管面積

12m<sup>2</sup>

### (4) 保管上限

6.42m<sup>3</sup>

### (5) 保管の高さ

2.1m

### (6) 保管の条件

余白

（以上3種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：水銀使用製品産業廃棄物 含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

裏面

- (1) 積替保管場所所在地  
大分県宇佐市西大堀840番地の1（工場1）  
(2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類  
紙くず  
(3) 積替保管面積  
 $5\text{m}^2$   
(4) 保管上限  
 $8\text{m}^3$   
(5) 保管の高さ  
余白  
(6) 保管の条件  
余白

（以上1種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

- (1) 積替保管場所所在地  
大分県宇佐市西大堀840番地の1（危険物貯蔵庫）  
(2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類  
廃油、廃酸、廃アルカリ  
(3) 積替保管面積  
 $13\text{m}^2$   
(4) 保管上限  
廃油930L, 廃酸230L, 廃アルカリ120L  
(5) 保管の高さ  
余白  
(6) 保管の条件  
余白

（以上3種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

- (1) 積替保管場所所在地  
大分県宇佐市西大堀840番地の1（コンテナ）  
(2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）  
(3) 積替保管面積  
 $23\text{m}^2$   
(4) 保管上限  
 $10\text{m}^3$   
(5) 保管の高さ  
余白  
(6) 保管の条件  
余白

（以上1種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 次葉

### (1) 積替保管場所所在地

大分県宇佐市西大堀840番地の1（倉庫）

### (2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず等（廃プラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）

### (3) 積替保管面積

28.75m<sup>2</sup>

### (4) 保管上限

ゴムくず250kg、繊維くず250kg、ガラスくず等1,000kg、汚泥5m<sup>3</sup>、燃え殻5m<sup>3</sup>、廃プラスチック類10m<sup>3</sup>

### (5) 保管の高さ

余白

### (6) 保管の条件

余白

（以上6種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

### (1) 積替保管場所所在地

大分県宇佐市西大堀840番地の1（屋外）

### (2) 積替保管を行う産業廃棄物の種類

木くず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、がれき類

### (3) 積替保管面積

49m<sup>2</sup>

### (4) 保管上限

金属くず2.6m<sup>3</sup>、木くず2.6m<sup>3</sup>、がれき類10.6m<sup>3</sup>

### (5) 保管の高さ

1m

### (6) 保管の条件

余白

（以上3種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含まない：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年6月4日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成4年6月4日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成8年11月20日	産業廃棄物収集運搬業変更許可（事業範囲の追加）
平成9年6月4日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成10年2月19日	変更届（運搬施設）
平成14年5月15日	変更届（役員、運搬施設）
平成14年6月4日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成16年1月15日	変更届（役員）
平成17年3月2日	変更届（運搬施設）
平成17年11月29日	産業廃棄物収集運搬業変更許可（積替保管の追加）
平成18年4月19日	変更届（運搬施設）
平成18年7月31日	変更届（株主）
平成18年8月4日	変更届（株主）
平成19年3月15日	変更届（住所、事務所、事業場）
平成19年4月19日	変更届（運搬施設、積替保管施設の追加、事業場）

裏面

平成19年6月4日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成19年8月17日	変更届(代表者、名称、株主)
平成20年8月26日	変更届(運搬施設)
平成20年9月11日	変更届(役員)
平成20年9月26日	変更届(積替保管施設の追加)
平成21年10月21日	変更届(役員、株主)
平成22年9月27日	変更届(運搬施設)
平成23年3月23日	変更届(役員)
平成23年7月26日	変更届(株主)
平成24年6月4日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成24年7月17日	変更届(役員)
平成25年6月7日	変更届(役員)
平成25年11月28日	変更届(使用人)
平成27年2月17日	変更届(代表者、役員、株主)
平成29年4月7日	変更届(運搬施設)
平成29年6月4日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成29年10月20日	変更届(水銀関係廃棄物の表記に伴う許可証書換え)
平成29年12月4日	変更届(運搬施設、保管場所)
平成30年8月21日	変更届(運搬施設)
平成30年8月29日	変更届(運搬施設)
平成30年12月27日	変更届(役員、運搬施設)
平成31年2月8日	変更届(名称、代表者、役員)
令和2年5月22日	変更届(役員)
令和3年4月2日	変更届(役員)
令和3年8月2日	変更届(保管場所)
令和3年10月18日	変更届(運搬施設)
令和4年3月2日	変更届(運搬施設)
令和4年3月31日	変更届(代表者、役員)
令和4年5月23日	変更届(事業場、保管場所)
令和4年6月4日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無  
市名

有・無  
○ 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
有